

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）について

厚生労働省が発表した「令和6年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」のうち、本県で把握された状況は次のとおりです。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（市町村、県における対応状況等）

（1）相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
市町村が受理	48件	49件	14件（29人）	13件（19人）
県が受理	0件	0件	0件（0人）	0件（0人）
合計	48件	49件	14件（29人）	13件（19人）

（ ）内は被虐待者数

（2）虐待の状況

【虐待の種別】（複数回答）

種別	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	17件	2件	8件	0件	10件

【虐待のあった施設、事業所の種別】

区分	人数	割合（%）	区分	人数	割合（%）
特別養護老人ホーム	5件	35.7%	軽費老人ホーム	0件	0.0%
介護老人保健施設	1件	7.1%	養護老人ホーム	0件	0.0%
介護医療院	1件	7.1%	短期入所施設	0件	0.0%
認知症対応型共同生活介護	1件	7.1%	訪問介護等	0件	0.0%
（住宅型）有料老人ホーム	3件	21.4%	通所介護等	1件	7.1%
（介護付き）有料老人ホーム	1件	7.1%	居宅介護支援等	0件	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	1件	7.1%	その他	0件	0.0%
			合計	14件	100.0%

※割合（%）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

2 養護者による高齢者虐待（市町村における対応状況等）

（1）相談・通報件数及び虐待の事実が認められた件数

	相談・通報対応件数		虐待の事実が認められた件数	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
市町村が受理	340 件	314 件	131 件 (135 人)	127 件 (130 人)

() 内は被虐待者数

（2）虐待の状況

【虐待の種別】（複数回答）

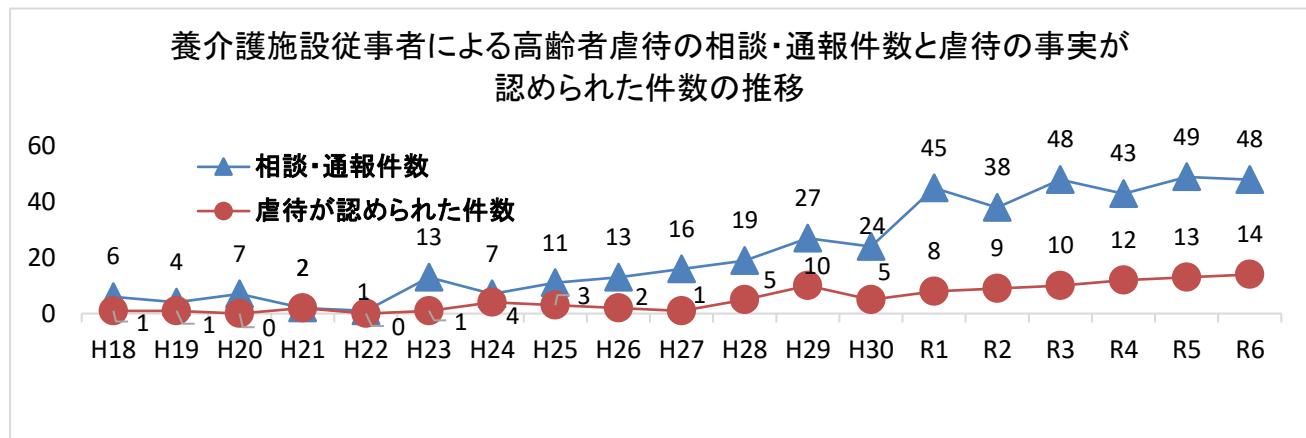
種別	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	94 件	28 件	59 件	1 件	32 件

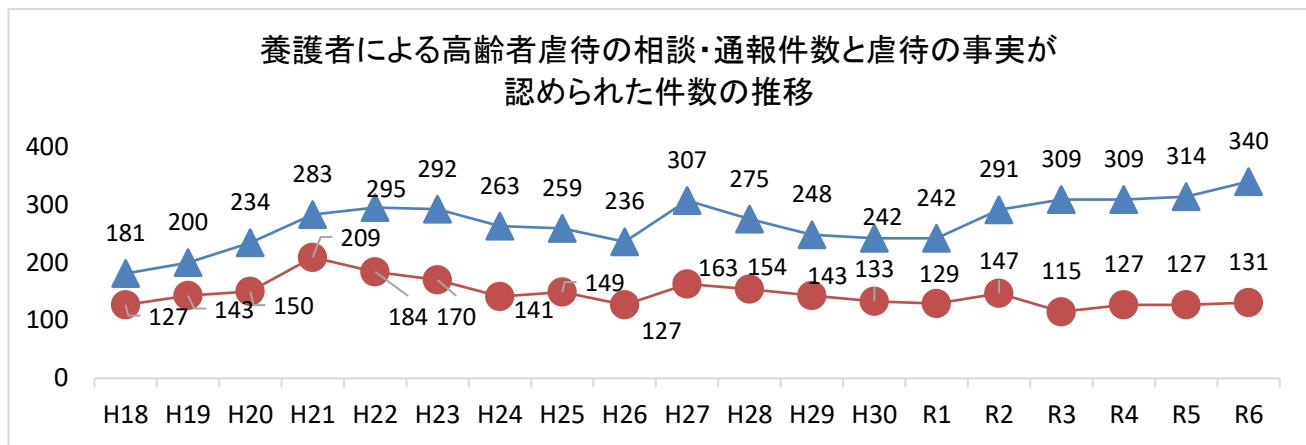
【被虐待者から見た虐待者の続柄別】

区分	人数	割合 (%)	区分	人数	割合 (%)
夫	34 人	23.3%	娘の配偶者（婿）	4 人	2.7%
妻	3 人	2.1%	兄弟姉妹	1 人	0.7%
息子	57 人	39.0%	孫	9 人	6.2%
娘	30 人	20.5%	その他	3 人	2.1%
息子の配偶者（嫁）	5 人	3.4%	不明	0 人	0%
			合計	146 人	100.0%

※割合（%）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

3 相談・通報対応件数、虐待の事実が認められた件数の年度別推移





4 虐待防止に向けた県の取組

県では、虐待対応を行う市町村からの相談に、弁護士、司法書士及び社会福祉士が応じる専門窓口を設置しているほか、当該専門職の派遣や研修会の開催など、市町村に対する助言や援助を行っています。

また、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅に対しては、経験の浅い介護職員や介護リーダー向けの研修を実施し、虐待防止及びサービスの質の向上を図っています。

今後も、虐待の防止に向け、関係機関や民間団体を通じた連携の強化、支援体制の整備に努めます。

別 紙

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（群馬県版）

群馬県内における「令和6年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」の概要は以下のとおりであった。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

（1）相談・通報件数

県内 35 市町村及び県で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 48 件であった。令和 5 年度は 49 件で、1 件減少した。

（2）相談・通報者（表 1）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が 23 人で最も多く、次いで「家族・親族」が 9 人、「当該施設元職員」が 7 人であった。

表 1 相談・通報者（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者（医師含む）	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	県から連絡	警察	その他	不明	合計
人数	0	9	23	7	10	0	0	0	2	0	0	2	0	4	1	58
%	0.0	15.5	39.7	12.1	17.2	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0	3.4	0.0	6.9	1.7	100

（注）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数（48 件）と一致しない。

(3) 事実確認・虐待の状況（表2）

訪問調査等の事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた件数は14件であった（過去最多）。

なお、虐待の発生要因（複数回答）については、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」がそれぞれ13件、「職員の性格や資質の問題」が12件、「職員のストレス・感情コントロール」が11件、「虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分」が9件であった。

表2 群馬県における養介護施設従事者等による虐待の状況

事例番号	事 例				
	1	2	3	4	5
被虐待者の性別	男	男	女	男女（2名）	男女（9名）
被虐待者の年齢階級	70～74歳	75～79歳	95～99歳	75～99歳	70～94歳
被虐待者の要介護度	要介護2	要介護2	要介護4	要介護4～5	要介護1～5
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待	経済的虐待
虐待のあった事業所の種別	(住宅型)有料老人ホーム	(住宅型)有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	通所介護(デイサービス)	(住宅型)有料老人ホーム
虐待を行った従事者の職種	経営者	介護職	介護職	介護職	経理担当
虐待に対して取った措置	一般指導	一般指導	改善確認	一般指導	一般指導

事例番号	事 例				
	6	7	8	9	10
被虐待者の性別	男	女	女	不明	女
被虐待者の年齢階級	65歳未満障害者	100歳以上	90～94歳	不明	95～99歳
被虐待者の要介護度	要介護5	要介護4	要介護3	不明	要介護4
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待	不明	身体的虐待、心理的虐待
虐待のあった事業所の種別	特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	介護医療院	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設
虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	介護職	介護職	介護職
虐待に対して取った措置	一般指導	一般指導	報告徴収、質問、立入検査	報告徴収、質問、立入検査	一般指導

事例				
事例番号	11	12	13	14
被虐待者の性別	女	男女（2名）	男女（7名）	女
被虐待者の年齢階級	85～89歳	85～94歳	65歳未満障害者～99歳	95～99歳
被虐待者の要介護度	要介護4	要介護3～4	要介護3～5	要介護3
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待、介護等放棄	身体的虐待
虐待のあった事業所の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	(介護付き)有料老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者の職種	介護職	介護職	施設長・介護職・生活相談員・看護職	介護職
虐待に対して取った措置	一般指導	報告徴収、質問、立入検査	指定の効力の全部又は一部停止	指定の効力の全部又は一部停止

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等（市町村における対応状況等）

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

（1）相談・通報対応件数

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は340件であった。（過去最多）。令和5年度は314件で、26件増加した。

（2）相談・通報者（表3）

「警察」が27.8%と最も多く、次いで「介護支援専門員」24.8%、「被虐待者本人」8.4%であった。

表3 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
人数	92	30	30	9	8	31	30	3	18	103	16	1	371
構成割合(%)	24.8	8.1	8.1	2.4	2.2	8.4	8.1	0.8	4.9	27.8	4.3	0.3	100.0

（注）相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報件数（340件）と一致しない。

（3）事実確認の状況（表4）

「事実確認調査を行った事例」が94.0%、「事実確認調査を行っていない事例」が6.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った事例」は0.9%であり、また、立入調査以外の方法により調査を行った事例のうち、「訪問調査を行った事例」が68.6%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が24.6%であった。

事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事

「実確認調査不要と判断した事例」が 5.4%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例」が 0.6%である。

表 4 事実確認の実施状況

	件数	(うち調査対象年度内に通報・相談)	(うち調査対象年度以前に通報・相談)	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	329	319	10	94.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	326	316	10	(93.1)
訪問調査を行った事例	240	230	10	[68.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	86	86	0	[24.6]
立入調査により調査を行った事例	3	3	0	(0.9)
警察が同行した事例	3	3	0	[0.9]
援助要請をしなかった事例	0	0	0	[0.0]
事実確認調査を行っていない事例	21	21	0	6.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	19	19	0	(5.4)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	2	2	0	(0.6)
合 計	350	340	10	100.0

(注) 割合 (%) は四捨五入しているため、内訳の合計が 100% にならない場合がある。

(4) 事実確認調査の結果 (表 5)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下「虐待判断事例」という。）の件数は 131 件であった。令和 5 年度は 127 件で、4 件増加した。

表 5 事実確認調査の結果

	件 数	構成割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	131	39.8
虐待ではないと判断した事例	103	31.3
虐待の判断に至らなかつた事例	95	28.9
合 計	329	100.0

(5) 虐待の発生要因 (表 6)

最も回答が多い要因は「虐待者側の知識や情報の不足」で 64.9%、次いで「虐待者側の介護疲れ・介護ストレス」が 64.1%、「虐待者側の精神状態が安定していない」が 62.6%、「虐待者側の理解力の不足や低下」が 61.8% の順であった。

表6 虐待の発生要因（複数回答）

		件数	構成割合
虐待者側の要因	a) 介護疲れ・介護ストレス	84	64.1
	b) 虐待者の介護力の低下や不足	74	56.5
	c) 孤立・補助介護者の不在等	58	44.3
	d) 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	14	10.7
	e) 知識や情報の不足	85	64.9
	f) 理解力の不足や低下	81	61.8
	g) 虐待者の外部サービス利用への抵抗感	44	33.6
	h) 障害・疾病	57	43.5
	i) 障害疑い・疾病疑い	42	32.1
	j) 精神状態が安定していない	82	62.6
	k) ひきこもり	21	16.0
	l) 被虐待者との虐待発生までの間人間関係	67	51.1
	m) 家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	47	35.9
	n) 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	69	52.7
	o) 飲酒の影響	16	12.2
	p) 依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	13	9.9
	q) その他	10	7.6
被虐待者の状況	a) 認知症の症状	75	57.3
	b) 精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	63	48.1
	c) 身体的自立度の低さ	70	53.4
	d) 排泄介助の困難さ	51	38.9
	e) 外部サービス利用に抵抗感がある	27	20.6
	f) 障害・疾病	64	48.9
	g) 障害疑い・疾病疑い	12	9.2
	h) その他	7	5.3
家庭の要因	a) 経済的困窮・債務(経済的問題)	54	41.2
	b) 家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	39	29.8
	c) (虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	69	52.7
	d) (虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	47	35.9
	e) その他	7	5.3
その他	a) ケアサービスの不足の問題	49	37.4
	b) ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	7	5.3
	c) その他	4	3.1

以下、虐待判断事例件数131件を対象に、虐待の内容、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

（6）虐待の内容

ア 虐待の種別（表7）

「身体的虐待」が69.6%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43.7%、「経済的虐待」が23.7%、「介護等放棄」が20.7%であった。

表7 虐待の種別（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計(累計)	合計(人数)
人数	94	28	59	1	32	214	135
構成割合(%)	69.6	20.7	43.7	0.7	23.7	-	-

イ 虐待の程度の深刻度

4段階評価で、「2（中度）」が42.4%と最も多く、次いで「3（重度）」27.3%であった。最も深刻な「4（最重度）」は6.1%であった。

(7) 被虐待高齢者の状況について

ア 性別及び年齢 (表 8)

性別では、「女性」が 82.2%、「男性」が 17.8%と、女性が全体の 8割を占めていた。年齢階級では、「85~89 歳」が 25.2%と最も多くなっている。

表 8 被虐待者の年齢階級

	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上	不明	合計
人数	8	12	27	32	34	22	0	135
構成割合(%)	5.9	8.9	20.0	23.7	25.2	16.3	0.0	100.0

イ 要介護認定者数 (表 9)

被虐待高齢者 135 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 74.8% (101 人) であった。

表 9 被虐待者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	26	19.3
申請中	4	3.0
認定済み	101	74.8
認定非該当 (自立)	1	0.7
認定非該当 (ただし介護予防・生活支援サービス事業対象者)	3	2.2
不明	0	0.0
合計	135	100.0

ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 10、表 11)

要介護認定者 101 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 28.7%と最も多く、次いで「要介護 2」が 18.8%、「要介護 3」が 16.8%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「II 以上」の者は 68.3% (69 人) であり、被虐待高齢者全体 (135 人) の約半数を占めている。

表 10 被虐待者の養介護認定

	人数	構成割合(%)
要支援 1	12	11.9
要支援 2	5	5.0
要介護 1	29	28.7
要介護 2	19	18.8
要介護 3	17	16.8
要介護 4	13	12.9
要介護 5	4	4.0
不明	2	2.0
合計	101	100.0
(再掲)要介護3以上	(34.0)	(33.7)

表 11 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合
自立又は認知症なし	4	4.0
自立度 I	13	12.9
自立度 II	33	32.7
自立度 III	24	23.8
自立度 IV	7	6.9
自立度 M	0	0.0
認知症はあるが自立度不明	5	5.0
認知症の有無が不明	15	14.9
合計	101	100.0
自立度 II 以上(再掲)	(69)	(68.3)

エ 虐待者との同居・別居の状況

「虐待者とのみ同居」が 49.6%、「虐待者及び他家族と同居」が 40.0%で、9割が虐待者と同居であった。

オ 世帯構成（表 12）

「未婚の子と同居」が 30.4%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 20.0%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」が 17.0%、「子夫婦と同居」が 11.9%で、5割以上が子と同居であった。

表 12 世帯構成

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他①	その他②	その他③	不明	合計
人数	10	27	41	23	16	13	0	4	1	135
構成割合(%)	7.4	20.0	30.4	17.0	11.9	9.6	0.0	3.0	0.7	100.0

その他①：その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）

その他②：非親族と同居（二人以上から成る世帯のうち、親族関係ない人がいる世帯）

その他③：その他（既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合）

カ 虐待者との関係（表 13）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 39.0%と最も多く、次いで「夫」が 23.3%、「娘」が 20.5%の順であった。

表 13 虐待者との関係（複数回答）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	34	3	57	30	5	4	1	9	3	0	146
構成割合(%)	23.3	2.1	39.0	20.5	3.4	2.7	0.7	6.2	2.1	0.0	100.0

キ 虐待者の年齢（表 14）

虐待者の年齢階級は、「50～59歳」が 28.1%と最も多く、次いで「40～49歳」が 13.0%、「60～64歳」が 8.9%の順であった。

表 14 虐待者の年齢

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	0	6	9	19	41	13	7	7	9	10	10	2	13	146
構成割合(%)	0.0	4.1	6.2	13.0	28.1	8.9	4.8	4.8	6.2	6.8	6.8	1.4	8.9	100.0

（8）虐待への対応策

ア 分離の有無（表 15）

令和 5 年度以前に虐待と判断され、対応が令和 6 年度にまたがった継続事例を含めた 176 人の被虐待高齢者に対する対応として「被虐待高齢者の保護として虐待者から分離を行った事例」が 29.5%、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 43.8%であった。

表 15 分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	52	29.5
被虐待者と虐待者を分離していない事例	77	43.8
現在対応について検討・調整中の事例	4	2.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	31	17.6
その他	12	6.8
合計	176	100.0

イ 分離を行った事例における最初に行った対応（表 16）

分離を行った事例における最初に行った対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 23.1%と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」が 19.2%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 17.3%であった。

表 16 分離を行った事例の対応の内訳（最初におこなった対応）

	人数	構成割合 (%)	面会制限を行った事例 (内数)
契約による介護保険サービスの利用	12	23.1	5
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	9	17.3	3
緊急一時保護	7	13.5	3
医療機関への一時入院	7	13.5	1
上記以外の住まい・施設等の利用	10	19.2	4
虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	3.8	0
その他	5	9.6	2
合計	52	100.0	18

ウ 分離していない事例の対応の内訳（表 17）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 58.4%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が 28.6%、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 27.3%であった。

表 17 分離を行っていない事例の対応の内訳（複数回答）

	人数	構成割合 (%)
経過観察(見守り)	22	28.6
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	45 58.4
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	0 0.0
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	5 6.5
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	21 27.3
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5 6.5
	その他	13 16.9
合計(累計)	111	

エ 権利擁護に関する対応

権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」は 7 人（うち令和 6 年度内に利用開始済みが 5 人）、「利用手続き中」が 5 人であった。また、令和 6 年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 10 人のうち、市町村長申し立ての事例は 8 人であった。

一方、「日常生活自立支援事業利用開始」は 3 人であった。

（9）虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和 6 年度中に発生、市町村把握）は 0 件であった。

3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、項目ごとの実施率をみると、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が34市町村（97.1%）で実施されており、次に「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が33市町村（94.3%）、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が32市町村（91.4%）となっている。